

伊奈町まちづくり基本条例（仮称） の制定について

令和5年2月 企画課

まちづくり基本条例（自治基本条例）とは

- 自治体（都道府県・市区町村）の基本的規範（最高規範）
 - 北海道ニセコ町が全国初の制定例とされる（平成13年4月1日施行）
 - 以降、1788自治体中403自治体が制定（令和4年4月1日現在）
 - ①前文（自治体の歴史や特色、制定経緯等）
 - ②基本理念、基本原則等
 - ③条例の位置づけ（最高規範性等）
 - ④住民の権利や責務、行政及び議会の責務等
 - ⑤住民参加、協働の推進等
- を中心に規定されているもの。
- 概ね理念重視型、住民自治拡充型、政策指針型に分類されている。

伊奈町の現状及び制定目的

【現状】

- 平成25年、伊奈町議会基本条例が制定済。
- 町行政としての基本条例やこれに類する条例（市民参加条例、協働条例等）の制定実績なし。
- 規則、要綱等による同様の内容の制定実績なし。

【制定目的】

- 町役場と町民が一体となって町の自治に関する基本原則を明確化し、町の今後の在り方についてグランドデザイン（理想像）を掲げ、共有することで、町の行政施策等に体系性、一貫性を与え、効果的効率的行政を推進。
- 町及び町民の主体性を明確化し、住民参加や協働をさらに推進。

県内自治体の状況

- 64自治体（県含む）のうち、23自治体が制定済。
- 基本条例に類する条例を14自治体が制定済。（R3.10.1現在）
⇒合計37/64（約58%）
- 近隣地域では北本市、鴻巣市が自治基本条例制定済、桶川市が類する条例として協働推進条例を制定済。

まちづくり基本条例検討体制

- **伊奈町まちづくり基本条例検討委員会**を庁内に設置。

検討資料作成のためのワークショップや下記懇話会等の実施方法等を決めつつ、様々な手法で町民の声を取り入れながら、条例の構成や具体的な内容等の検討するもの。
最終的に条例素案の策定までを行う。

※ 案の策定にあたっては下記懇話会等の意見を十分聴いて検討する。

- **伊奈町まちづくり基本条例懇話会**

検討委へ町民目線からの意見を提言する役割。提言は意見を1つに集約する必要はなく、重複するものを取りまとめつつも幅広くご意見を伺う趣旨。

委員：有識者1、住民公募2、

団体推薦7（区長会、民生委員、教委、商工会、

そのほかくらしの会、子ども関係団体、農業関係団体）

※ 議会関係の条文は別途議会の意見を伺う予定。

まちづくり基本条例制定スケジュール ※多少日程が変動する場合があります。

	R4 9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	4月	5月	6月
検討委		アンケートWS検討				①検討委			②検討委	③検討委
懇話会				委員推薦・公募		①事例紹介 ・意見交換				②報告 ・意見交換
その他			アンケート実施・集計分析							
					WS①	WS②			WS③	WS④
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	4月
検討委		素案作成	④素案提示・意見交換		⑤最終案決定		⑥報告等	法規審査委	上程・議決	施行
懇話会	③意見交換		④素案提示・意見交換				⑤条例案報告			
その他	関係団体ヒアリング									
	WS⑤	WS⑥				町民コメント				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月～
	施行後周知 ・広報いな ・HP ・LINEその他SNS ・ <u>シンポジウム</u> などなど									

※上記のほか、適宜議会への経過報告（全協）を行う。また、WSやアンケート結果等の制定経過も随時HP、広報等で周知予定。

検討委・懇話会の主なテーマ

・検討委

- 第1回 概要説明
- 第2回 アンケート等状況報告
- 第3回 懇話会等状況報告
草案に基づく意見・検討
- 第4回 素案に基づく意見・検討
- 第5回 素案（修正版）を決定
- 第6回 町民コメント報告
周知資料等報告

※内容が多少変更になる可能性があります。

・懇話会

- 第1回 委員委嘱、概要説明
- 第2回 アンケート報告
意見交換（前文、基本理念等）
- 第3回 意見交換
（条例の構成、責務規定等）
- 第4回 素案に基づく意見交換
（第5回 条例案報告）

※意見交換テーマは前後する可能性があります。

基本条例の構成例

※あくまで参考です。

